業務委託契約書

(準委任契約)

株式会社ヴィジュアライズ（以下「甲」という）とDSDS株式会社（以下「乙」という）とは、以下の業務委託契約（以下「本契約」という）の締結に合意する。

第1条：委託対象

甲は、本契約の定めるところにより、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

* 甲の受託案件獲得を支援する業務
* 甲の資金調達を支援する業務

第2条：期間

本件業務にかかる契約期間は、契約日より1年間(本契約期間)とする。また甲及び乙は、本契約の期間の終了前にその延長の意思を互いに確認し、本契約内容を合意した期間で延長することができる。

第3条：支払

甲は、乙の別途指定する銀行口座に、本契約期間における月毎に、以下に記載する金額に消費税を加えた額を支払うものとする。同振込にかかる銀行等の手数料は甲の負担とする。

* 本件業務により甲が受託案件を獲得した場合、その売上の9.0%
* 本件業務により甲が資金調達をした場合、その調達金額の4.5%

第4条 ：第三者委託

乙は、本件業務の一部または全部を第三者に再委託することができる。乙が再委託を行う場合は、当該受託者は乙と同様の責任能力を持つものとし、また本契約と同等の責任を課すものとする。

第5条：秘密保持

甲及び乙は本契約に関する秘密情報につき、相手方から事前に書面（電子媒体含む）による承諾を得なければ第三者に開示してはならない。なお、本契約における秘密情報とは以下のものを指す。

* 甲及び本件業務に関わる、公知となっていない全ての情報。ただし乙が本件業務の以前より正当な方法で入手し、かつ甲及び本業務との関係性が示されていない、公知となっていない情報は除く。

同条文は本契約期間が終了した後も永続する。

第6条 ：補償・免責

甲は、乙が本件業務を遂行するにあたり必要な情報を、乙に対し遅滞なく速やかに提供するものとする。乙は、甲による情報提供が遅れた場合の本件業務への影響如何に関らず、本契約期間内でのみ可能な範疇で本件業務を遂行するものとする。乙は本契約期間内で本件業務を遂行する事のみを責任とし、甲が本件業務の結果を参照して行ったいかなる判断や行動等に対して一切の責任を負わないものとする。甲から乙に対する支払いが完了した後は、乙は甲に対し、本契約における解除事由を含めいかなる事由においても返金やその他救済処置等は一切行わないものとする。

第7条：反社会勢力の排除

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約する。

第8条：解除

甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

1. 本契約または関連する各契約に対して重大な違反が生じた場合
2. 甲、乙、およびそれら従業員に帰する都合、あるいは災害や伝染病等の不可避な事由により本契約または関連する各契約に対して履行が困難となった場合、もしくはその見込みが立った時点から1週間以内に適切な報告がなかった場合
3. 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、財産に対し仮押え、仮処分、強制執行、支払いの停止、銀行取引停止処分、その他信用状況の著しい悪化を示す事実が生じた場合

第9条：賠償

甲および乙は、本契約の範疇において発生した事由に対し一切のその賠償の請求をしないものとする。

第10条 ：裁判

本契約に関する裁判上については、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

西暦2024年　11 月　11 日

甲 〒729-3101 広島県福山市新市町戸手880

株式会社VISUALIZ

代表取締役 高尾 雅史

　　　　　　　　　　　　　　　 印

乙 〒143-0024 東京都大田区中央５－５－５

　　　　　　　　　　　 DSDS株式会社

代表取締役 土屋 敬悟 印